



しょう がく せい  
ほ ご しや かた  
小学生・保護者の方へ

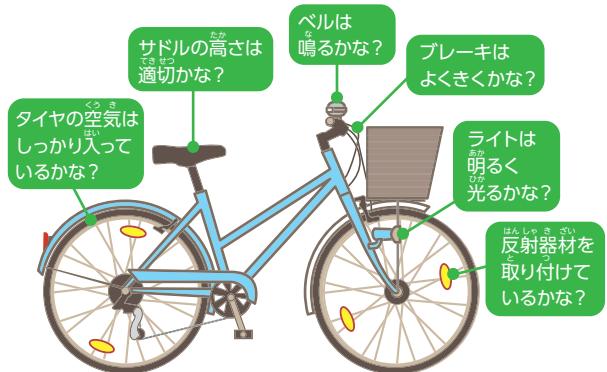


じ てん しゃ  
じ てん しゃ  
自転車は「くるま」の仲間です!

# 自転車のルール・マナーを守ろう!

出かけるとき

じ てん しゃ の まえ  
自転車に乗る前におとなと一緒に  
じ てん しゃ てん けんせ い び  
自転車の点検整備をしよう。



ヘルメットをかぶりましょう。  
事故のときに頭を守ってくれます。



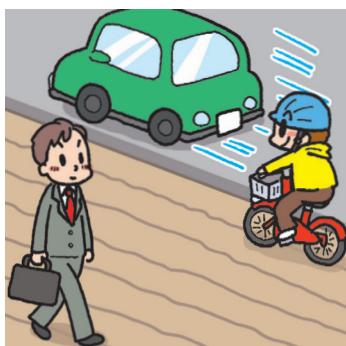
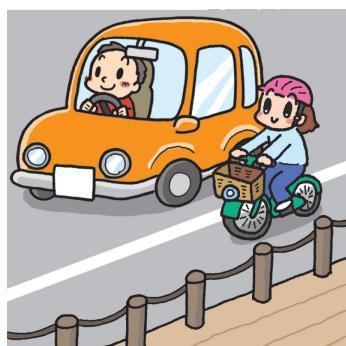
※道路交通法では保護者が  
13歳未満の子どもに対し、  
ヘルメットを着用させることを求めています。

はしっているとき

ある ひと き  
歩いている人に気をつけて、歩道の  
しゃ どう よ  
車道寄りをゆっくりとはしりましょう。  
ほ どう どう ろ ひだりはし  
歩道がないところは、道路の左端を  
はしりましょう。

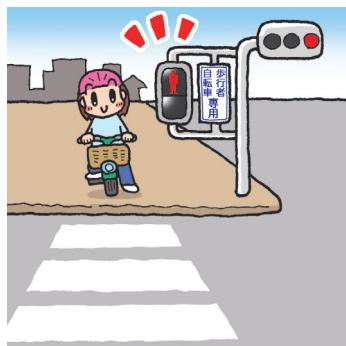


※13歳未満の子どもは、  
「歩道通行可」を示す標識等が  
ない場合でも自転車で歩道を  
通行することができます。



交差点にきたとき

信号を守りましょう。  
信号が青になれば、左右と後ろの  
安全を確かめてから渡りましょう。  
信号がない交差点でも、止まって  
左右と後ろの安全を確認しましょう。



暗くなつたとき

くら かなら  
暗くなつたら必ずライトをつけて、  
ほか ひと くるま そんざい  
他の人や車に存在をわかつてもらいましょう。





# ぜつたい 絶対にやめよう！

スピードの  
出しすぎ



ふたりの  
二人乗り



ながら運転  
スマホ・傘さし



並走



しゃだんふみきり  
遮断踏切  
たちい  
立入り



きけん おうだん  
危険な横断



## 保 護 者 の 方 へ

### ○自転車保険の加入

自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は、大阪府自転車条例により、自転車保険に加入しなければなりません。

自転車事故で加害者となり、数千万円の賠償金を払わなければならない場合があります。この賠償責任は、未成年者であっても免れません。

### ○ヘルメットの着用

子どもは、成人と比べて、体に対して頭が大きく、転倒時に頭部を打つことが多くなります。万が一に備えて子どもにヘルメットをかぶらせるように努めましょう。

### ○子どもに電動アシスト自転車を運転させる際の注意点

- ・電動アシスト自転車は普通の自転車と比べ重たいので、両足がしっかりと地面に着くようサドルの高さを調整しましょう。
- ・思わず急発進により転倒や衝突をする可能性があるので、特に発進時はペダルを強く踏み込みすぎないようにしましょう。

### ○子どもにルールを教えましょう

- ・子どもは、保護者を見て成長するため、まず保護者自身が交通ルールを守り、交通マナーを高めましょう。
- ・交通安全について、普段から子どもと話し合いましょう。